

現場説明書

特記事項1

工事名：R3企総管 吉野川北岸工業用水道 1, 2号クラリファイヤ塗装工事

法令及び規格

1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- イ 電気設備技術基準
- ロ その他関係法令等

2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- イ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ロ 日本産業規格（JIS）
- ハ 日本水道協会規格（JWWA）
- ニ その他関係規格、基準等

書類関係

1 図書承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|-----------------|-----------|------|
| イ 材料の仕様 | 設計完了後速やかに | 1部 |
| ロ その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副2部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|------------|--------------------------|----|
| イ 工事打合せ議事録 | （電子メール等を活用しない場合）打合せ後7日以内 | 1部 |
| ロ 検査及び試験記録 | 実施後7日以内 | 1部 |
| ハ 工事写真 | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |
| ニ 完成図書 | 〃 | 2部 |

（イ）検査及び試験記録

（ロ）据付記録

なお、完成図書のスタイルは、監督員の指示による。

- | | | |
|-----------------|--|------|
| ホ その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |
|-----------------|--|------|

設計及び製作

1 一般事項

イ 使用する材料は使用条件を満足し、かつ、既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。

現場説明書

特記事項2

工事名：R3企総管 吉野川北岸工業用水道 1, 2号クラリファイヤ塗装工事

- 使用する材料は地球環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計においては十分配慮しなければならない。

2 塗装仕様

イ 塗装仕様は次のとおりとする。

種類	塗装方法	素地調整 使用塗料	標準使用量 (kg/100m ² /1回)	標準膜厚 (μ m)	備考
	素地調整	3種ケレンB			
	下塗り塗装	変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)	24(はけ塗)	60(はけ塗)	現場塗装
	中塗り塗装	ふっ素樹脂塗料	18(はけ塗)	40(はけ塗)	現場塗装
	上塗り塗装	ふっ素樹脂塗料	14(はけ塗)	30(はけ塗)	現場塗装

現場工事

1 一般事項

- イ 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について監督員と協議を行わなければならない。
- 受注者は、現場工事の施工に際し、必要資格を有する専門技術員を配置するものとする。また、本工事に関して十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守のうえ施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- ハ 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- ニ 発注者の設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- ホ 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- ヘ 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- ト 塗料及びシンナーの取り扱い及び仮置きには十分注意し定められた対策を講じ、消防法による規制を最小限の管理事項として遵守すること。
- チ 沈澱池への工具落下防止対策を行うこと。万一、工具等を落下させた場合は速やかに監督員に報告すること。
- リ 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。

2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

イ 素地調整

(イ)素地調整は、3種ケレンBとする。

(ロ)素地調整はよく乾燥した状態で行うこと。なお、ケレン終了後第1回目の塗装時に発

工事名：R3企総管 吉野川北岸工業用水道 1, 2号クラリファイヤ塗装工事

錆があるときは、再度ケレンを行うこと。

(ハ) 素地調整時にケレン粉が沈澱池等へ飛散しないよう、養生管理を徹底すること。万一、沈澱池等へケレン粉が飛散した場合は監督員へ報告するとともに、速やかに除去すること。

ロ 現場塗替塗装

(イ) 塗装は被塗装面を十分清掃し、乾燥状態が良好な場合のみ施工すること。また、気温が5℃以下の場合は塗装を行ってはならない。

(ロ) 素地に直接塗布する1回目の塗装は、素地調整終了後速やかに行い、2回目以降の塗装は所定の塗装間隔を経た後、被塗装面の清掃終了後直ちに塗装すること。

(ハ) 塗膜が乾燥しないうちに天候、気温等の急変により塗装面に滴状斑点、はがれ、シミ等が発生した場合及び指定膜厚に達していない場合は、監督員の指示に従い速やかに塗り直しを行うこと。

ハ 電動制水弁の撤去・据付

(イ) 1号沈澱池の電動制水弁、計4台を塗装期間中一時的に撤去し、監督員が指示する場所に仮置きしておく。仮置きに際しては、風雨対策のため養生を適切に行うこと。塗装完了後、電動制水弁を復旧させること。

(ロ) 原形復旧完了後、動作試験を行い正常であることを確認すること。異常が認められた場合は、受注者の責任において、原因を確認し正常状態に戻すこと。

検査及び試験

1 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。なお、その結果、不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

イ 検査及び試験内容

(イ) 塗装膜厚測定

a. 監督員の指示する箇所において、素地調整後、下塗り、中塗り、上塗りの膜厚測定

(ロ) 電動制水弁動作試験

a. 開閉時間測定（撤去前、復旧後）

b. 動作電流測定（撤去前、復旧後）

c. 異音確認

ロ その他監督員の指示する項目

工事名: R3企総管 吉野川北岸工業用水道 1, 2号クラリファイヤ塗装工事

工 程

- 1 他工事等との調整 (対象 無)
- 2 施工の制限(対象 無)
- 3 作業時間帯(対象 無)
- 4 工事履行報告書(対象 無)
- 5 その他(対象 無)

用地 関係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 無)
- 2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査(対象 無)
- 2 支障物件の撤去(対象 無)
- 3 立木の置き場所(対象 無)
- 4 その他(対象 無)

公 害 対 策

- 1 事業損失防止対策(対象 無)
- 2 濁水処理(対象 無)
- 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)
- 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)

建 設 副 産 物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)

工事名: R3企総管 吉野川北岸工業用水道 1, 2号クラリファイヤ塗装工事

- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮設備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

その他

- 1 図面の電子納品(対象 無)
- 2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

- 3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

工事名: R3企総管 吉野川北岸工業用水道 1, 2号クラリファイヤ塗装工事

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 無)

9 種子吹付(対象 無)

10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

12 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

13 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

14 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

15 新技術の活用について(対象 無)

16 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

17 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>